

# THE HAIR CLUB 事前説明書（概要書面）

この書面をよくお読みください

この書面は、THE HAIR CLUBのサービスをご提供するにあたり契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。サービス内容を十分にご確認の上、ご契約をお願いします。

## 1、THE HAIR CLUBについて

コース名・時間・料金等の詳しい内容はTHE HAIR CLUBのWebサイトをご覧ください。

## 2、役務内容

THE HAIR CLUB	年会費(税込)
	¥

<役務提供期間> 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日（1年間）

## 3、お支払い方法及びお支払時期

お支払は銀行振込にてご契約書サイン日、前後7日以内のお支払いをお願いいたします。

ご契約書のサインとお振込の両方ともに確認完了後、THE HAIR CLUBの正式会員様となります。

## 4、クーリング・オフについて

お客様は契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面または電磁的記録により契約を解除することができます。

クーリング・オフをした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払い不要です。金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。

当サービスがお客様に不実のことを告げたり威迫したことにより妨害された場合、お客様は改めて当サービスからクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

## 5、中途解約について

お客様は、クーリング・オフ期間を過ぎても契約の中途解約ができます。

中途解約時の費用として、次の料金をお支払い頂きます。

・役務提供開始前2万円

契約締結及び履行のために要する費用としてお支払い頂きます。

・役務提供開始後 精算金 = お支払済年会費 - ①提供された役務の対価 - ②解約手数料

①提供された役務の対価（〈有償提供回数は年間で12回〉1回当たりの役務料金×利用回数）

②解約手数料2万円又はご契約残額（未消化役務残額）の10%に相当する額のいずれか低い方の額

役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意ください。前受金の保全措置はありません。法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いいただく場合があります。

## 6、お客様確認

※私はTHE HAIR CLUBの事前説明書とWebページにより契約に関する事項などについて十分に説明を受け理解しました。 20 年 月 日 ご署名

## 7、THE HAIR CLUB提供事業所概要

事業所名：Esukyu by Hair Salon 代表者：戸村 祐助  
所在地住所：東京都渋谷区恵比寿3丁目29-16 ABC ANNEXビル2F 提携サロンMOTHER&CO内  
お問合せ先：[esukyu.reserve@gmail.com](mailto:esukyu.reserve@gmail.com) または公式LINE ホームページまで